

参考資料

参考資料 1	1 頁
参考資料 2	2 頁
参考資料 3	3 頁 ~ 8 頁
参考資料 4	9 頁 ~ 13 頁
参考資料 5	14 頁

「小売り」について各国の取扱表

		米国	OHIM	英国	台湾
採択の可否 (導入時期)		○(1958年登録例あり) 35類(当初42類で採択していたが、1998年から35類に移動)	○(2001年3月) 35類(Retail services(小売サービス))の表示で採択	○(2000年10月) 35類	○(1998年4月) 35類
総合／ 特定小売	総合小売 (デパートメントストア等)・表示例	・Retail department store services(小売デパートメントストアサービス) ・Retail convenience store(小売コンビニエンスストア) 等	・Retail services of a department store(デパートメントストア小売サービス) ・Retail services of a supermarket(スーパーマーケット小売サービス) 等	・The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods in a department store(デパートメントストアにおいて、他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること) 等	・デパート ・スーパーマーケット ・コンビニエンスストア ・スーパー・ストア ・ショッピングセンター
	特定小売 (特定専門店等)	・Retail shop featuring [indicate specific field, e.g. gifts, flowers](○○(例:贈物、花)に関する小売店) ・Retail stores [indicate specific type or field, e.g. clothing, camera](○○(例:衣服、カメラ)に関する小売ストア) 等	・Retail services in respect of food and beverages(飲食物に関する小売サービス) 等	・The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods in a retail clothes store(小売衣料店において、他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること) 等	・農、畜、水産物の小売り ・食品、飲料の小売り ・布地、衣服、服飾品の小売り ・家具及び架設品の小売り ・金属及び家庭日常品の小売り ・化学製品の小売り ・薬品、化学品の小売り ・文教、娯楽用品の小売り 等
	メールオーダー・電子ショッピング等・表示例	・On-line retail store services featuring [INDICATE field or type of goods](○○に関するオンライン小売ストア) ・Mail order services featuring [indicate specific field, e.g. magazines, clothing, jewelry](特定分野(例:雑誌、衣服、宝飾品)に関するメールオーダーサービス) ・Computerized on-line retail services in the field of [indicate field of goods](○○に関するコンピュータオンライン小売サービス) 等	・Retail sales services via electronic commerce / via global communication networks (Internet) / Telemarketing(電子商取引/世界通信ネットワーク(インターネット)/電話勧誘販売による小売販売サービス) 等	・The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods from a clothing and accessories catalogue by mail order or by means of telecommunications(メールオーダー又は電気通信手段により、衣料品カタログから、他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること) 等	データ未入手
類否関係	小売・商品	A)総合小売(デパートメントストア等)の場合、1類から34類までの商品についても先願について標章の類否をサーチ。ただし、同一及び極めて類似の場合のみ類似と判断。 B)特定小売(例:小売衣料店)の場合、特定商品の類(例:衣服)についてもサーチ。	原則として混同の可能性は低い。ただし、各商標が同一又はほとんど同一であり、市場に定着しているとき等、特殊な場合を除く。	A)総合小売(デパートメントストア等)の場合、35類のみサーチ。 B)特定小売(例:小売衣料店)の場合、特定商品の類(例:衣服)についてもサーチ。 C)総合小売(スーパーマーケット等)の場合、29類～33類(食料品・アルコール飲料)についてサーチ	原則として非類似。出所につき同一又は関連するものと誤認しやすい場合には類似と判断。

出典 商標における採択可能な商品・役務表示マニュアル(米国特許商標庁ホームページ)
第3回JPO-OHIM審査官会合(平成13年10月10日 於:JPO)資料
内外商標法における商標登録要件の解釈及び運用に関する調査研究報告書
商標審査基準(台湾經濟部智慧財産局編:財団法人交流協会訳)
英国における商標のクロスサーチリストガイド(英国特許庁ホームページ)
日本商標協会誌第47号別冊資料(平成15年2月10日)

財団法人 知的財産研究所
財団法人 交流協会

日本商標協会

「小売り」について各国の取扱表(2)

	ニース 加盟国 *1	審査の 有無 *2	「小売り」の 役務での採択 の可否(類)	用語: 「小売りサー ビス」	用語: 「商品分野・ 販売形態 + 小売りサービ ス」	用語: 「35類注釈」	類否: 商品「玩具」 × 役務「玩 具に関する 小売り」	類否: 「食品に関 する小売り」 × 「百貨店 に関する小 売り」	類否: 「婦人服に 関する小売 り」× 「紳士 服に関する 小売り」	サーチの 範囲: 「小売りサー ビス」× 「商 品」	「インターネッ ト販売」への 適用	「通信販 売」への適 用	「卸売り」 への適用
香港		○	○ (35)	×	○	NA	○	○	○	○	○	○	○
韓国	○	○	(35/36) *3	×	×	×	*4	×	○	×	*3	*3	*3
マレーシア		○	○ (35)	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
フィリピン		○	○ (35)	×	○	NA	○	○	○	○	○	○	○
シンガポール	○	○	○ (35)	×	○	商品 + 注	○	×	○	×	○	○	○
台湾		○	○ (35)	×	○	不要	×	×	○	×	×	×	○
タイ		○	○ (35/42) *5	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バトナム		○	○ (35)	○	NA	NA	○	○	○	○	○	×	○
オーストラリア	○	○	○ (35)	○	NA	NA	×	個別判断	○	○	○	○	○
ニュージーランド		○	○ (35)	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○
オーストリア	○		○ (42)	×	×	○	相対審査無	表示不的確	○	○	○	○	○
デンマーク	○	○	○ (35)	○	NA	○	○	個別判断	○	個別判断	×	×	×
イギリス	○	○	○ (35)	×	×	○	○	○	○	○ *6	○	○	×
フィンランド	○	○	○ (35)	○	NA	NA	×	○	○	×	○	○	×
フランス	○		(35)	×	×	商品 + 注	○	NA	NA	相対審査無	×	×	×
ドイツ	○		×	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
ギリシャ	○	○	×	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
ハンガリー	○	○	○ (35)	×	○	NA	○	表示不的確	○	○	参照	○	×
ブルガリー	○	○	○ (35)	×	○	NA	○	個別判断	○	○	○	○	○
ポーランド	○	○	○ (35)	×	×	○	○	個別判断	○	○	○	○	○
ポルトガル	○	○	○ (35)	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○
スペイン	○		○ (35)	○	○	不要	○	個別判断	○	○	○	○	○
スイス	○	×	○ (35)	○	NA	NA	○	○	○	先行調査無	○	○	○
トルコ	○	○	○ (35)	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×
ヘルネクス	○		○ (35)	×	○	NA	○	○	○	×	○	○	○
OHIM			○ (35)	○	○	不要	判例確立待	判例確立待	判例確立待	×	○	○	○
カタ	×	○	○ (分類無)	×	○	NA	○	×	○	分類制度無	○	○	○
メキシコ	○	○	○ (42/(35))	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
アメリカ合衆国	○	○	○ (35)	NA	○	NA	○	○	○	○	○	○	○
アルゼンチン		○	○ (35)	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○
南アフリカ		○	○ (35)	○	○	NA	○	○	○	○	○	○	○

：この表は日本商標協会誌第47号別冊資料(H15.2.10)に基づき、その後、若干の調査結果を加え特許庁が作成したものです。

*1: ○は加盟国、 〃は未加盟だが国際分類採用、×は未加盟。

*2: ○は方式、顕著性、先行商標審査全て、 〃は方式、顕著性のみ、×は方式のみを審査(出典:特許行政年次報告書2001年版)。

*3: 韓国の審査実務上、「小売りサービス」の表示は認められない。小売りサービスに係る商品を具体的列挙が必要。「食品及び飲料販売代行業」「百貨店運営業」「オンライン及び通信販売によるめがねの販売代行業」等の表示は認められる。

*4: 法文上は、商品・役務間の類否判断することになっているが、実務上審査していない。

*5: 第42類「○○(商品)」に関する小売りのための管理」「○○に関する卸売りのための管理」の表示は容認。「小売り」「卸売り」と同等役務と当局判断。

*6: 商品×小売り(35類)間のクロスサーチを廃止する提案が出されている。

サービスマーク導入の特例措置

(1) 継続的使用権

施行の日から 6 月を経過する前から日本国内において役務に係る商標を不正競争の目的でなく使用していた者が継続してその役務に係る商標を使用する場合は、その役務に係る商標を使用して役務の提供を行っている範囲内（地域的範囲を含みます。）で引き続き使用することができる「継続的使用権」が認められます。継続的使用権を有する者は、使用している役務に係る商標が既存の又は将来登録される登録商標と同一又は類似の関係にあるため、その商標権者から差止請求等を受けた場合であっても、その使用が施行の日から 6 月を経過する前からのものであることを取引書類、広告等により証明する等をして自己が継続的使用権を有している旨を主張するならば、商標権の侵害を問われることはありません。

このため、将来にわたって、特段、事業の拡大を予定していないようなサービス事業者は、特に商標登録出願をしなくとも支障なく役務に係る商標の使用を続けることができます。

ただし、この継続的使用権によっては、他人の役務に係る商標の使用を差し止めることはできませんし、一方で、同一又は類似の関係にある登録商標の商標権者から互いの混同を防ぐのに適当な表示（例えば、営業を行っている地域の地名の表示等）を付すことを求められることがあります。

(2) 先願主義の例外

商標法の下では同一又は類似の関係にある複数の商標登録出願が競合した場合には、最先の出願を登録する先願主義の原則が採用されているのですが、施行当初からこの先願主義の原則を採用するとするならば、誰しもが先に出願しておこうと出願が施行当初に多数集中することとなり、事務処理上大きな混乱が生ずることが予想されます。

そこで、今回の改正においては、施行の日から 6 月間にした役務に係る商標登録出願については、先願主義の例外を設けることとしています。これは、施行の日から 6 月間にした役務に係る商標登録出願については、出願の先後を問わず同日に出願したものとみなして審査しようというものです。この措置により、施行の日から 6 月間にした役務に係る商標登録出願の中に同一又は類似の関係にある複数の出願があったときは、(3) で述べる使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願をその中に含む場合を除き、出願人の協議により、その協議が成立しなかったときは特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより、商標登録を受け得る出願人を定めることとなります。

したがって、施行の日から 6 月間は、出願人はむやみに先願を争う必要がありません。

なお、この措置に伴い、施行の日から 6 月間にした商品に係る商標登録出願については、現行と同様に商品に係る商標登録出願の中だけで先後願関係を審査することとしています。

(3) 使用に基づく特例の適用

使用に基づく特例の適用による優先・重複登録

自己の業務に係る役務について日本国内で不正競争の目的でなく商標の使用をしている者が施行の日から 6 月間にその役務に係る商標を商標登録出願するときは、使用に基づく特例の適用を主張することにより、優先・重複登録を受けることができます。

施行の日から 6 月間にした役務に係る商標登録出願については、(2) で述べたとおり、同日に出願したものとみなされ、同一又は類似の関係にある複数の出願があった場合には必ず出願人の協議が求められるわけですが、使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願（以下においては、「特例商標登録出願」といいます。）がその中に含まれているときは、出願人の協議によることなく、特例商標登録出願が優先して登録を受け得ることとなります。また、このとき、特例商標登録出願が複数ある場合であっても、その全てが重複して登録を受け得ることとなります。

ただし、この優先・重複登録の措置は、先願主義の例外を設けるものですから、これと関係のない他の拒絶の理由に該当するときは、たとえ特例商標登録出願であっても登録を受けることができません。したがって、例えば、その周知度が大きく異なり実際に混同を生ずるおそれがあるような場合（抵触しているのがいわゆる著名商標と未周知商標、周知商標と未周知商標又は著名商標と周知商標であった場合）には、周知度の低い方は拒絶されることとなります。

使用に基づく特例の適用の主張の手続

使用に基づく特例の適用を主張するためには、使用に基づく特例の適用を主張する旨の書面を商標登録出願と同時に、使用を証明するために必要な書類を商標登録出願の日から 30 日以内に特許庁へ提出しなければなりません。このいずれかの一方の手続が所定の期限内になされなかった場合には、使用に基づく特例の適用の主張は認められませんので注意が必要です。

また、使用を証明するために必要な書類については、

- a) 商標登録出願に係る商標が出願前から日本国内において自己の業務に係る役務（自己が提供している役務）について使用しているものであること、
 - b) 商標登録出願に係る指定役務が a) の役務（商標登録出願に係る商標を使用して自己が提供している役務）に含まれるものであること、
- の双方を証明するものでなければなりません。具体的には、取引書類（サービスの提供に関する契約書、領収書、パンフレット等）、広告（新聞、雑誌、チラシ等）、取引上の使用を示す写真（商標、役務が確認できるような態様で役務の

提供に当たりその需要者の利用に供する物等を写した写真)、所管官庁、商工会議所、同業者団体等の証明書等を用いて上記の点を漏れなく証明することが必要です。特に、出願後に証明に不十分な点があったことに気付いても、商標登録出願の日から30日を過ぎた後は、これら証明書類を新たに追加提出することはできません。

したがって、(2)で述べたとおり、施行の日から6月間にした役務に係る商標登録出願については出願の先後を問いませんので、使用に基づく特例の適用を主張する場合は、十分な証明書類を準備した後に出願されることをお勧めします。

特例商標登録出願の拒絶及び無効の理由

特例商標登録出願は、同一又は類似の関係にある他の商標登録出願を排除して優先・重複登録が認められるのですから、そもそも、それが使用に基づく特例の適用を主張する要件を満たしているのか否かについて厳正な審査が必要となります。

そこで、特例商標登録出願については、通常の商標登録出願の登録の要件のほかに、使用に基づく特例の適用を主張する要件である

- a) 商標登録出願に係る商標を出願前から指定役務となっている自己の業務に係る役務について日本国内で使用していること、
 - b) その使用が不正競争の目的でのものでないこと、
- の双方を登録要件に追加し、この要件を満たしていない特例商標登録出願については、出願を拒絶することとしています。

特に、a)の要件を満たしているか否かについては、出願人が提出した使用を証明するために必要な書類によって審査することになっていますので、で述べたとおり書類の作成については十分な注意が必要です。

ただし、査定又は審決が確定するまでは使用に基づく特例の適用の主張を取り下げて通常の商標登録出願とすることによりその拒絶の理由を回避できるほか、拒絶された場合には拒絶査定不服の審判を請求することができます。

なお、a)又はb)の要件を満たしていない特例商標登録出願が誤って登録された場合、さらには、特例商標登録出願を承継した者であって指定役務に係る業務とともに承継しないものの特例商標登録出願が登録された場合には、利害関係者による審判の請求によりその登録が無効とされます(ただし、b)を除く他の要件を満たしていない場合の審判の請求は、登録の日から5年を経過した後はすることができません。)

施行後 6 月間にした役務に係る商標登録出願の取扱い

抵触出願 本願		特例商標登録出願			通常 の 商標登録出願
		著名	周知	未周知	
特例商標登録出願	著名		○	○	○
	周知	×		○	○
	未周知	×	×		○
通常 の 商標登録出願		×	×	×	

：重複登録 ○：登録 ×：拒絶 ：協議→くじ引き

(4) 重複登録に伴う調整措置

重複登録の措置により商標登録された商標権であっても，第三者との関係では，単独で商標登録された通常の商標権と同じ効力を有するものであり，例えば，第三者が侵害行為をしたときは，商標法に基づきその行為の差止めを請求することも可能です。しかし，重複登録された当事者間においては，それぞれの登録商標を指定役務について使用する行為に対して，このような商標法に基づく差止めの請求などを行うことはできません。

このため，今回の改正においては，以下のような措置を講ずることにより，重複登録された当事者間で生じ得るトラブルを調整し，重複登録に伴う弊害を防止することとしています。

なお，この調整措置は，重複登録の状態にある場合に適用される措置ですから，重複登録に係る他の登録商標の商標権が消滅し，商標権の存続している登録商標が一つだけとなっているような場合には，適用がありません。

更新登録の特例

重複登録により二以上の登録商標（ A と B ）がある場合，登録商標（ B ）が重複登録に係る他の登録商標（ A ）の商標権者，専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標となっているときは，その登録商標（ B ）の商標権の存続期間の更新は認められません。

混同を生ずるおそれがあるか否かについては初めの設定登録の際に審査をしているのですが，その後，例えば， A が全国的に極めて著名となり，その周知度が B と大きく異なることとなって， A との間で B が混同を生ずるおそれがある商標となってしまうような場合があるため，そのような場合は， B の更新登

録を認めないこととしています。

なお、この措置により存続期間の更新が認められなかった（他に存続期間の更新を認めない理由があるものを除きます。）Bの商標権者、専用使用権者又は通常使用権者（通常使用権の登録をしている者に限られます。）についても、存続期間の満了の際（審判で更新登録が無効とされた場合においては審判の請求の登録の際）、現に登録商標を使用して指定役務の提供を行っている範囲内（地域的範囲を含みます。ただし、それがいわゆる周知商標となっている場合には、このような制限がありません。）で引き続き使用ができることとされています。このため、例えば、商標権が消滅した途端にAの商標権者等から権利侵害を問われるようなことはありませんが、そのかわりに互いの混同を防ぐのに適当な表示（例えば、営業を行っている地域の地名の表示等）を付すことを求められることがあります。

混同を防ぐための表示

重複登録により二以上の登録商標（AとB）がある場合、Bの商標権者、専用使用権者又は通常使用権者（乙）がBを使用することによって、Aの商標権者又は専用使用権者（甲）の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、甲は、乙に対し、その使用に際し混同を防ぐのに適当な表示（例えば、営業を行っている地域の地名の表示等）を付すことを請求することができます。

なお、乙がこれに応じない場合、甲は裁判所に訴えることも可能です。

商標登録の取消しの審判の特例

重複登録により二以上の登録商標（AとB）がある場合、Bの商標権者が不正競争の目的でB（Bと色彩のみが異なるに過ぎない商標を含みます。）をその指定役務について使用してAの商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずる行為をしたときは、何人（Aの商標権者等も含みます。）もBの商標登録を取り消すことについて審判を請求することができます。

不正競争防止法の適用

通常、商標法による権利の行使と認められる行為については、不正競争防止法の適用が除外されるのですが、重複登録の当事者間においては、登録商標の使用に対する不正競争防止法の適用が可能です。

重複登録により二以上の登録商標（AとB）がある場合、Aが周知となっており、しかも、Bの商標権者、専用使用権者又は通常使用権者（乙）によるB（Bと色彩のみが異なるに過ぎない商標を含みます。）の使用がAの商標権者又は専用使用権者（甲）の営業と混同を生ずるおそれがあるため、甲の営業上の利益が害されるおそれのあるときは、甲は、乙に対し、不正競争防止法に基づきその使用の差止め等を請求することができます。

(5) 証明等の請求についての特例

(2) で述べたとおり，施行後 6 月間にした役務に係る商標登録出願は，同日に出願したものとして取り扱われることとなるのですが，これをそのまま適用すると，例えば，先に出願された役務に係る商標を閲覧するなどにより他人の出願した役務に係る商標を知って，その商標と同一又は類似の関係にある商標を同期間内に出願した場合でも，両者は同日に出願したものとして取り扱われることとなり，先にした出願がそのために登録を受けられないというような不合理が生ずることも予想されます。

このため，今回の改正においては，このような不合理を防止するため，施行後 6 月間は，この間にした役務に係る商標登録出願に関する書類についての閲覧，証明等の請求を原則としてできないこととしています。

ただし，この措置にかかわらず，例えば，出願人が自己の商標登録出願に関する書類について閲覧，証明等の請求を行うことは可能です。

特許庁

[説明会テキスト]

改正商標法ハンドブック

- サービスマーク登録制度のより良い理解のために - から抜粋。

諸外国の団体・証明商標制度

(1) 米国 (証明商標)

商品又は役務の地理的出所を示す表示からなる商標は、米国商標法第 1052 条 (e)(2) で「主として地理的に記述的」として主登録簿への登録が拒絶されるのが原則であるが、但書きとして、第 1054 条の規定に基づいて団体商標又は証明商標として登録される地域的出所表示¹はその例外とされている。T R I P S 協定交渉等の地理的表示の保護に関する国際議論において、米国は従来より、地理的表示の保護は証明商標制度によって対応可能である旨を主張している。以下では、米国商標法の証明商標制度の概要について記述する。

[定義] 第 1127 条は、「証明商標」について、「文字、名称、シンボル若しくは図形又はこれらの結合で、(1) その所有者以外の者により使用され、又は、(2) その所有者が、所有者以外の者が市場において使用することを許可する真正な意思を有し、本法に基づいて設けられた主登録簿への登録出願をするもので、商品や役務の地域的その他の出所²、材料、製造方法、品質、適性若しくは他の特徴を、又は商品・役務に係る作業又は労働がある連合体又は団体の構成員によりなされていることを証明するものをいう」と定義している。ある地理的用語³が、単独でも他の語との組み合わせでも、地理的な出所の証明をする証明商標⁴として使用されるものである場合、審査官はこれについて権利不要求させることも「主として地理的に記述的」という理由で拒絶することもできない。証明商標については、第 1052 条(f)の「使用によるセカンダリー・ミーニング」の獲得の要件が課されていない。通常の商標と比較して証明商標の大きな特徴として、証明商標は商業上の出所を表示したり自他商品・役務を識別するものではないと米国商標法においては理解されている⁵。そして証明商標は権利者自身がそれを使用することはできないとされる。証明商標が一旦登録を認められた場合、その効果は通常の商標権と同様である。

[出願時の提出資料と審査] 証明商標の出願においては、出願人は、その証明商標が証明する内容を詳細に説明した供述書、当該商標の使用許可基準のコピ

¹ indications of regional origin

² regional or other origin

³ a geographical term

⁴ 米国特許商標庁 (USPTO) の商標審査マニュアルである「TRADEMARK MANUAL OF EXAMINATION PROCEDURE (3rd Edition, rev. June 2002)」(以下、単に「TMEP」という。)によれば、証明商標は、以下の三つの類型に分けられるとされる (TMEP1306.01)。

1) 商品や役務の特定の地理的出所 (geographical origin) を証明する。
 2) 商品や役務が一定の水準 (品質、材料、製造方法等) を満たしていることを証明する。
 3) 商品や役務に係る作業又は労働が、ある連合体又は団体の構成員によってなされるもので、一定の基準を満たしていることを証明する。

産地表示の商標の保護に係る証明商標は、上記 1) に関連する。

⁵ Terry E. Holtzman "Certification Marks: An Overview" (81 The Trademark Reporter 180(1991))、TMEP1306.01 及び Community of Roquefort v. William Faehndrich, Inc., 303 F.2d 494, 497, 133 USPQ 633, 635(2d Cir. 1962) 参照。

ー、出願人が当該商標の使用について合法的なコントロールをしていることの主張、出願人自身が当該証明商標に係る商品や役務の生産や販売を業としていないことを主張する供述書を提出しなければならない⁶

[権利者の不正使用等に対する制裁] 登録された証明商標は、(A)商標の使用に関し出願人がコントロールをしていない、あるいはコントロールの権限を有していないとき、(B)出願人自身が、当該証明商標に係る商品又は役務の生産又は販売を行っているとき、(C)当該証明商標を証明以外の目的で使用しているとき、(D)（出願人が、）当該証明商標が証明する基準や条件を満たしている第三者の商品又は役務について差別的に証明を拒絶したとき、のいずれかの場合には利害関係を有する者の請求により当該証明商標は主登録簿から取り消される（第1064条）。なお、上記との関係において、これらの登録取消事由のそれぞれは、証明商標の出願の審査段階では審査官の考慮事項として以下のように反映されている⁷。すなわち、(A)願書中に、出願人が当該証明商標の使用に関し合法的なコントロールを有している旨の供述があった場合は、審査官がそのような事実がない旨の事実を認識していない限り受け入れられる。(B)出願人自身が当該証明商標に係る商品又は役務の生産又は販売を行っていない旨の供述をしたときは、審査官がそのような事実がない旨の事実を認識していない限り受け入れられる。(C)当該証明商標が証明以外の目的で使用されているか否かについては、出願時には何ら供述は求めず審査官も判断しない。(D)（出願人が、）当該証明商標が証明する基準や条件を満たしている第三者の商品又は役務について差別的に証明を拒絶したか否かについては、特許商標庁は判断せず当事者間の手続で調査又は監視される。これは、基本的に審査官に証明商標の実体面について職権審査することは課さず出願時においては所定の書類・宣誓事項を確保し公示しておくに止めるものである。

[要件を満たしている第三者の使用の確保] 上述 (D)のとおり、権利者が、当該証明商標が証明する基準や条件を満たしている第三者の商品又は役務について差別的に証明を拒絶したときには、利害関係を有する者の請求により当該証明商標は主登録簿から取り消される（第1064条）こととしている。

なお、通常の商標出願が実際の使用に係る商品・役務の表示をして各区分（商品は class 1～34、役務は class 35～45）に基づいて出願・登録されるのに対して、証明商標はより広漠な表示で class A（商品）又は class B（役務）のいずれかに出願・登録される。これは 証明商標の対象となるべき商品や役務の範囲が、通常の個々人が商標を使用し登録する商品・役務ほどに狭義に指定されないためである^{8 9}。

⁶ TMEP 1306.06(g)

⁷ TMEP 1306.07

⁸ TMEP 1306.06(e)

⁹ 米国商標法の団体商標について簡単に触れる。団体商標は、特定の団体の構成員によって使用されるものをいい、また、特定の団体のメンバーシップを表示するものも含む（1127条）。前者は当該商標を付した商品・役務が特定の団体の構成員を出所とするものであることを示すものであり、実務上はこれを「Collective Trademark」といい、後者は単に特定の団体の構成員であることを示すもので、同様に「Collective Membership Mark」といっている（TMEP 1306.09(a)参照）。団体商標に係る出願の審査においては、当該標章のオーナーシップに関する要件を除き通常の商標登録出願と同様の基準が採用される。これら制度の詳細は、前者については TMEP 1303、後者については TMEP 1304 をそれぞれ参照。団体商標は商品・役務の製造者・提供者と団

(2) E U (団体商標)

[定義] 欧州共同体商標規則は、第 6 4 条(1)で「共同体団体商標」について、「その所有者である団体の構成員の商品若しくはサービスと他の企業のそれとを識別することができる共同体商標をいう」と定義し、商品・サービスの原産地を表示する商標は、第 7 条(1)(c)の絶対的拒絶理由に該当するが、このような商標は共同体団体商標を構成することができるとしている。

[出願時の提出資料と審査] 共同体団体商標の出願人は、所定の期間内に当該商標の使用を管理する定款を提出しなければならない、団体の構成員となるための条件、商標の使用の条件等を明記しなければならない(第 6 5 条(2))。共同体団体商標の出願は、通常の出願に関する拒絶理由に加えて、上記提出資料に関する要件が満たされていない場合、又は当該商標が公衆に誤認を生じさせるおそれがある場合には登録が拒絶される(第 6 6 条)。

[権利者の不正使用等に対する制裁] 通常に登録商標の取消に関する規定の適用に加えて、共同体団体商標に係る所有者の権利は、(a)所有者が、当該商標に使用に関する定款に所定の条件に反する商標の使用を阻止するための合理的措置をとらなかった場合、(b)所有者による使用の方法が公衆を誤認させるおそれがある場合、(c)商標の使用に関する定款の修正が、共同体団体商標出願時に課せられた要件を満たさないものとなった場合には、共同体商標庁への請求により、又は、侵害事件における反訴を基礎として、取り消される(第 7 1 条)。

[要件を満たしている第三者の使用の確保] 共同体団体商標は、第三者が工業上又は商業上の誠実な慣行に従ってそれを使用している場合には、その使用を禁止する権利を有しない。特に、地理上の名称を使用する権利を有する第三者に対して主張することができない(第 6 4 条(2))。

(3) 英国 (証明商標)

英国商標法(1994年)では、団体商標及び証明商標制度を並立して設けている。証明商標は旧法(1938年法)でも同様に規定されていたが、団体商標は1992年のEC指令¹⁰に基づき現行法で新設された。これら商標の登録に関しては、原則として通常の商標登録に関する規定が適用されるほか、それぞれに特別の登録要件や権利の制限に関する規定が設けられている。以下、特に証明商標について記述する。

[定義] 証明商標は、当該商標が使用される商品又は役務についてその原産地、原材料、製造方法若しくは提供方法、品質その他の特徴が商標の所有者によって証明されていることを表示する商標(第 5 0 条)と定義される。証明商標は

体との関連を示すものであるのに対し、証明商標は商品・役務の特徴・性質を証明するものである点に大きな相違点を有する。したがって、地名からなる商標を団体商標として出願した場合、商標法第 1052 条(f)のセカンダリー・ミーニングの要件が課されることになる。

¹⁰ 商標に関する加盟国の法令を調和させるための第一理事会指令 ; First Council Directive 89/104/EEC of 21 December 1988 to approximate the laws of the member States relating to trade marks

商標法第3条第1項(c)の絶対的拒絶理由に関わらず登録することができる（商標法別表2第3項(1)）¹¹。

〔出願時の提出資料と審査〕証明商標の出願人は、当該商標の使用について管理する定款を登録官に提出しなければならない、定款には、当該商標の使用を許可される者、商標により証明される特徴、証明を行う者が当該特徴を検査する方法、商標の使用を管理する方法、商標の運営についての料金、紛争解決のための手続を表示しなければならない（別表第6項）、提出された定款がこれら要件を満たしていない場合や公序良俗に反する場合、当該商標の登録は認められない（別表第7項）。また、イ）証明商標の所有者が証明に係る商品又は役務に関する営業を行っている場合（別表第4項）、ロ）公衆が誤認を起こすおそれのある場合（別表第5項）は登録が認められない。これらの要件を満たしていると登録官が判断した場合、出願公告（定款も含む。）され、所定の期間内に異議申立がなければ証明商標として登録される（別表第8項、第9項、第38条）。当該定款は公衆の閲覧に供される（第10項）。

〔権利者の不正使用等に対する制裁〕登録された証明商標の効力は通常の商標と同様であるが、通常の登録商標の取消理由に加えて、(a)当該証明商標の権利者が証明に係る商品・役務について営業を開始した場合、(b)使用に係る商標の態様が公衆に誤認を生じさせるおそれがあるものになっている場合、(c)権利者が定款を遵守しない又は遵守できなくなった場合、(d)定款変更により当該定款が法定の要件を満たさなくなった場合、(e)権利者が証明の資格を失った場合、には当該証明商標登録を取り消すことができるとされている（別表第15項）。

〔要件を満たしている第三者の使用の確保〕工業上又は商業上の公正な慣習に則った（特に地理的原産地¹²を使用する権限を有する者による）標識又は表示の使用を禁止する権限を有さない（各別表第3項(2)）。

（４）ドイツ（団体商標）

ドイツ商標法（１９９４年）では、団体商標により地理的原産地表示の商標登録を認める制度を設けている¹³。

〔定義〕第1条においては、同法に基づいて保護されるものとして、「商標」、「取引上の表示」に加えて、「地理的原産地表示」が明示的に規定されている。地理的原産地表示の保護の範囲は、当該表示の付された商品又は役務について誤認を生じさせる表示の使用の禁止（第127条第1項）と、当該地理的原産地表示が特別な名声を得ている場合には、地理的原産地について誤認の虞のない場合であっても、当該異なった原産地に係る商品又は役務についての使用が、当該地理的原産地表示の名声や識別力を不正に利用し又は害する虞のあるものであるときは、当該使用は認められない（同条第3項）とするものであるが、

¹¹ これに対し、団体商標は、商標の所有者である団体の構成員の商品又は役務を他の事業者の商品又は役務と識別する標識（第49条）と定義される。商標法第3条第1項(c)の絶対的拒絶理由に関わらず登録することができる（別表1第3項(1)）点においては証明商標と同様である。

¹² geographical origin

¹³ 参考文献として、久々湊伸一「新ドイツ商標法の特質（八）『地理的出所表示』」（AIPPI Vol.42 No.5 1997年）参照。

これに加えて、地理的原産地表示は、商標法第 8 条の絶対的拒絶理由に関わらず、団体商標として登録することが可能である（第 9 7 条，第 9 9 条）。

〔出願時の提出資料と審査〕団体商標の登録出願にあたっては、当該商標の使用に関する所定の事項を定めた定款を提出しなければならない。当該定款には、団体の構成員資格、団体商標の使用の条件等を明記しなければならない（第 1 0 2 条）。通常の商標出願に係る拒絶理由に加え、団体商標については上記の要件を満たしていない場合、登録は拒絶される。

〔権利者の不正使用等に対する制裁〕通常の登録商標の取消理由に加えて、(1) 団体商標の権利者が存在しなくなった場合、(2) 権利者が当該商標について団体の目的や定款に反する不正使用（特に公衆を欺罔する使用）を防止するための適切な措置をとらなかった場合、(3) 当該定款の修正により出願時の法定要件を満たさなくなった場合には、当該団体商標の登録は請求により取り消される（第 1 0 5 条）。

〔要件を満たしている第三者の使用の確保〕特に地理的原産地表示からなる団体商標の場合には、上記の提出に係る定款には、当該定款に定める使用の要件を満たす者は団体構成員となる権利を有するものである旨を定めなければならない（同条第 3 項）。また、当該団体商標の登録をもって、第三者のこのような表示の使用（公序良俗に反せず誤認を生じない限り）を排除することはできない（第 1 0 0 条）。

大正 10 年法（団体標章関係）

- 第 27 条 同業者及密接ノ関係ヲ有スル営業者ノ設立シタル法人ニシテ団体員ノ営業上ノ共同ノ利益ヲ増進スルヲ目的トスルモノハ其ノ団体員ヲシテ其ノ営業ニ係ル商品ニ標章ヲ専用セシムル為其ノ標章ニ付団体標章ノ登録ヲ受クルコトヲ得
団体標章ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ商標ト看ナシ本法中商標ニ関スル規定ヲ之ニ適用ス
- 第 28 条 前条ノ規定ニ依リ団体標章ノ登録ヲ受ケムトスル法人ハ其ノ定款ニ於テ其ノ団体標章ノ使用ニ関スル事項ヲ定メ特許局長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ変更スル場合亦同シ
- 第 29 条 団体標章権ノ侵害ニ因ル損害賠償請求権ハ団体員ニ生シタル損害賠償ヲモ包含ス
- 第 30 条 （省略）
- 第 31 条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ審判ニ依リ団体標章ノ登録ヲ取消スヘシ
法人カ団体員ヲシテ第 28 条又ハ前条ノ規定ニ依リ特許局長官ノ認可ヲ受ケタル定款ノ規定ニ違反 シテ団体標章ヲ使用セシメ又ハ其ノ使用ヲ放任シタルトキ
法人カ団体員ニ非サル者ヲシテ団体標章ヲ使用セシメ又ハ団体員ニ非サル者ノ使用ヲ放任シタルトキ
前項ノ規定ニ依リ団体標章ノ登録ヲ取消サレタル法人ハ取消アリタル日ヨリ五年間同一又ハ類似ノ商品ニ付同一又ハ類似ノ団体標章ノ登録ヲ受クルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ第 16 条及第 22 条ノ規定ヲ準用ス
- 第 32 条 （省略）
- 第 33 条 前六条ノ規定ハ公法人カ其ノ地域内ニ於ケル営業者ヲシテ其ノ営業ニ係ル商品ニ専用セシムル為団体 標章ノ登録ヲ受ケムトスル場合ニ之ヲ準用ス